明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○ガス事業法施行規則及びガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（経済産業八）　一
〔告　示〕
○ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（経済産業二〇）　三
○ガス事業法施行規則第一条第二項第六号の規定に基づき、貯蔵能力を算出する方法を定める件（同二一）
○遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する件（同二二）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、厚生年金基金解散・清算人就任関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○経済産業省令第八号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の規定に基づき、ガス事業法施行規則及びガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月二日

経済産業大臣　林　幹雄

ガス事業法施行規則及びガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

（ガス事業法施行規則の一部改正）

第一条　ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第六号中「熱量変更の実施時、導管等の工事時及び災害その他の非常時」を「熱量の変更（同一のガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）別表第三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる一三Ａ、一二Ａ、六Ａ、五Ｃ、Ｌ一、Ｌ二又はＬ三のいずれかをいう。）内の変更を除く。以下「熱量変更」という。）を実施した場合、導管等の工事を行つた場合及び災害その他非常の場合」に、「その保有能力（保有できるガスの質量又は標準状態における体積をいう。以下同じ。）が、液化ガスの場合千キログラム未満、圧縮ガスの場合三百立方メートル未満」を「告示で定める方法により算出した貯蔵能力（以下単に「貯蔵能力」という。）が、貯蔵するガスが液化ガスの場合は零キログラムを超え一万キログラム未満、貯蔵するガスが圧縮ガスの場合は零立方メートルを超え一万立方メートル未満」に改める。

第二条の二中「（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）」を削る。

第十条第一号中「及び移動式ガス発生設備」を「、移動式ガス発生設備並びに災害その他非常の場合において、一般ガス事業者がその一般ガス事業の用に供するために他の者から一時的に借り受けるガス発生設備及び一般ガス事業者が他の一般ガス事業者に対して、当該他の一般ガス事業者の一般ガス事業の用に供するために一時的に貸し付けるガス発生設備であつて、当該一般ガス事業者の一般ガス事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの」に改める。

第二十五条第三項中「熱量の変更（同一のガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令別表第三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる一三Ａ、一二Ａ、六Ａ、五Ｃ、Ｌ一、Ｌ二又はＬ三のいずれかをいう。）内の変更を除く。以下「熱量変更」という。）」を「熱量変更」に改める。

第五十二条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　登録ガス工作物検査機関が行う法第三十六条の二の二第一項の検査に合格したガス工作物であつて、当該合格後に当該合格に係る場所以外の場所に移転したものを、当該合格に係る場所に移転して使用する場合（当該ガス工作物を当該合格に係る場所から移転した時から、当該合格に係る場所に移転して使用する時までの間に、当該ガス工作物を修理し、若しくは改造し、又は当該ガス工作物が損壊した場合を除く。）

別表第一第一号中「二（二）」の下に「若しくは（四）」を加え、同表第二号に次のように加える。

（三）	移動式ガス発生設備（当該移動式ガス発生設備と一体となつてガスの製造の用に供される調整装置を含み、設置（（四）の上覧に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ中欄に該当する設置の工事に限る。）	設置（（四）の上覧に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ下欄に該当する設置の工事に限る。）